

マイナポイント事業

キャッシュレス決済事業者 説明会 (新規事業者向け)

2021年1月13日 初版
2021年1月15日 説明会内質疑応答追記

マイナポイント事務局

1 【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要

2 決済事業者登録について

3 事務経費補助（広報費補助）について

4 マイナポイント付与補助について

5 その他、事業全体で必要な手続き

6 イレギュラー対応について

7 事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問

8 【説明会当日】 質疑応答

1

【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要

2

決済事業者登録について

3

事務経費補助（広報費補助）について

4

マイナポイント付与補助について

5

その他、事業全体で必要な手続き

6

イレギュラー対応について

7

事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問

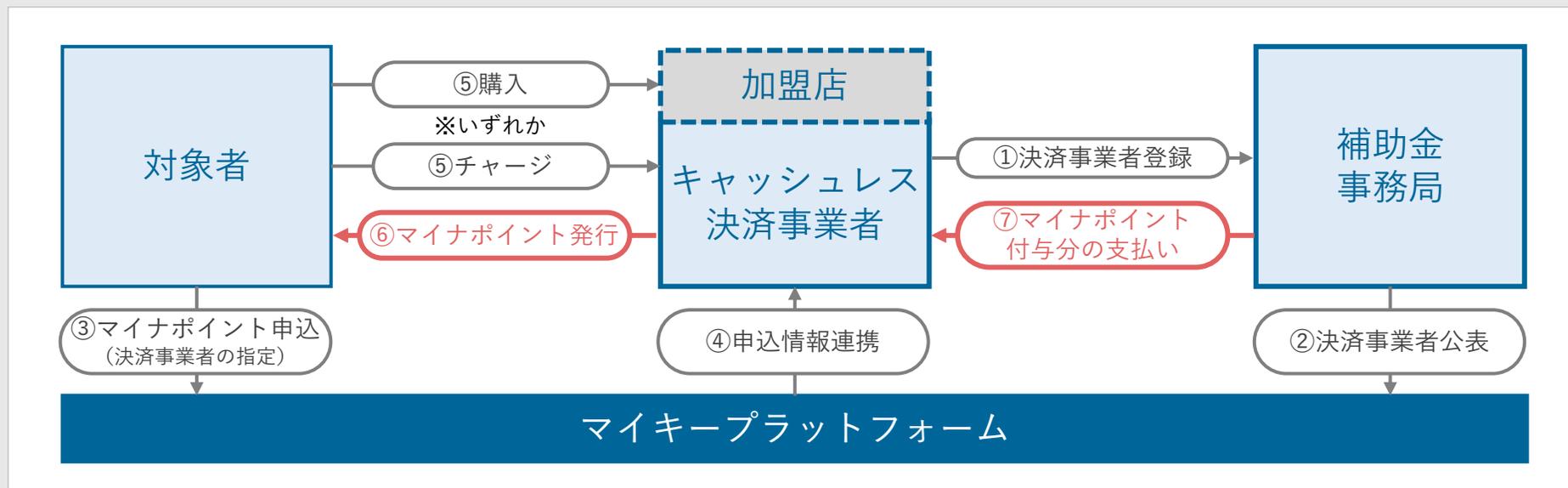
8

【説明会当日】 質疑応答

本事業の目的

- 消費税率引上げに伴う需要平準化策として消費の活性化
- マイナンバーカードの普及促進（交付枚数：22,735,491枚 <令和3年1月7日時点>）
- 官民キャッシュレス決済基盤の構築

全体フロー



	従来	変更後
付与対象者	以下のすべてを満たす者 ① マイナンバーカード を取得している ② マイキーIDの設定 を行っている ③ 決済サービス を対象期間内に利用	※2021年4月以降にマイナンバーカードを申請した消費者は対象外とする。
付与対象期間	2020年9月1日～2021年3月31日	2020年9月1日～ 2021年9月30日
付与率及び付与額	25%、5,000円相当を上限（20,000円の決済サービス利用に対して5,000円）	
付与対象者数	4,000万人	5,000万人
補助金事業等	①マイナポイント付与補助事業 ②事務経費補助事業 ③マイキーID設定支援事業 等	

1.3 現時点での申込状況（最新数字）

- 現時点のマイナポイント申込数は11,380,899人
- マイナポイント申込人数の上限カウントは、マイキーID設定者数で実施

マイナンバーカード 有効申請受付数	33,784,965 枚	1/7時点 (最新数字)
マイナンバーカード発行数 (受け取り数)	31,027,075 枚	1/7時点 (最新数字)
マイキーID設定者数 (マイナポイント予約数)	12,031,012 人	1/7時点 (最新数字)
マイナポイント申込数	11,380,899 人	1/7時点 (最新数字)
マイナポイント付与率 (ポイント付与実績/申込数×5,000)	56.8 %	1/7時点 (最新数字)

1.4 申込推移

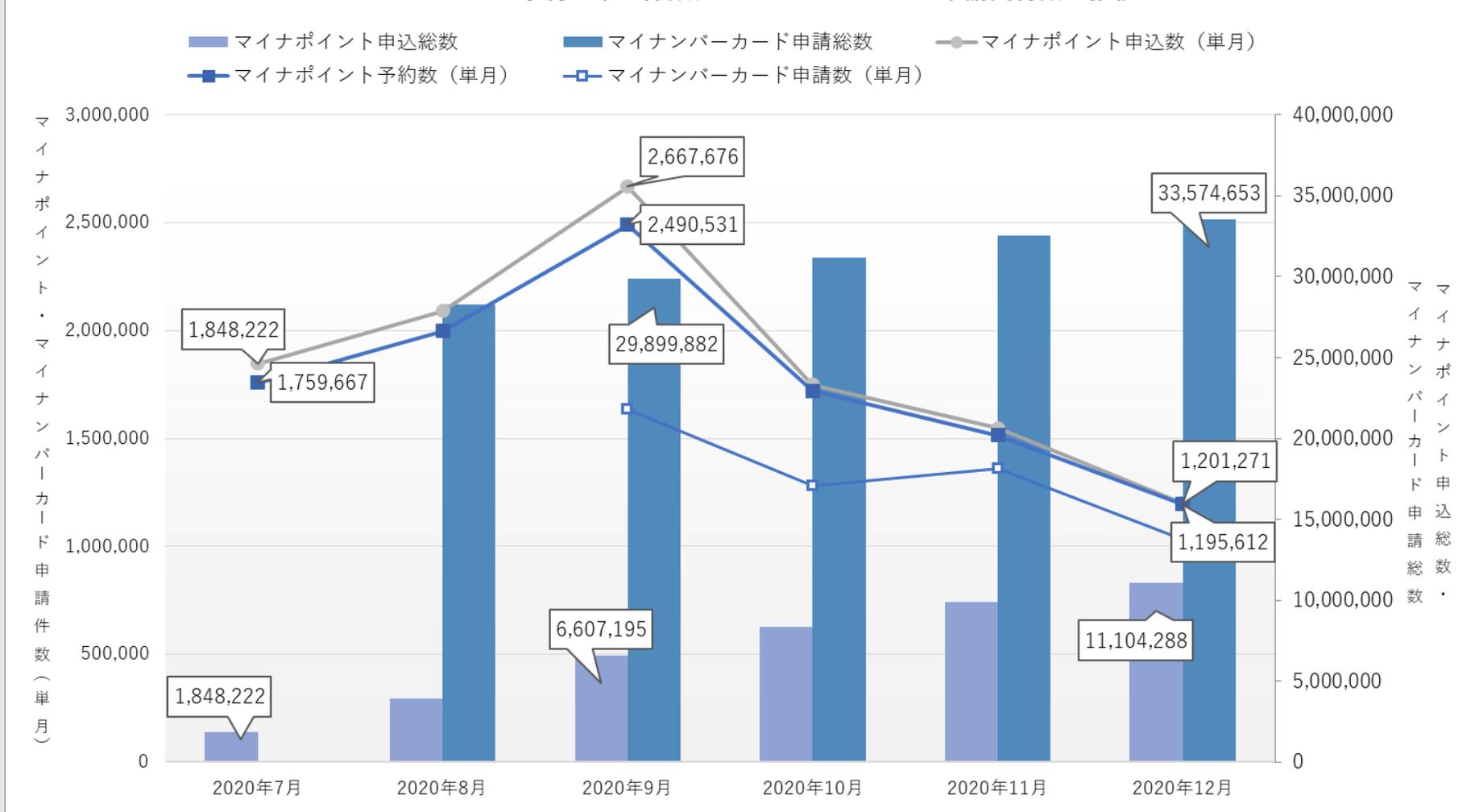
1日当たりの平均件数（7月1日～12月31日）
 マイナンバーカードの交付申請 : 45,274件/日
 マイナンバーカードの交付実施済数 : 46,755件/日
 マイナポイントの予約 : 58,362件/日
 マイナポイントの申込 : 60,679件/日

○ 7/27からTVCMや新聞広告の掲載等の本格広報を開始

○ マイナポイントの予約・申込件数については、約6万件/日前後の数値で推移

※2021/1/13時点

マイナポイント予約・申込件数、マイナンバーカード申請受付数の推移



マイナンバーカードの普及に係る菅内閣総理大臣発言

- マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG（令和2年9月25日）（抜粋）
⇒ 今から2年半後の令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速してまいります。
- 第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）（抜粋）
⇒ マイナンバーカードについては、今後二年半のうちにほぼ全国民に行き渡ることを目指し、来年三月から保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めます。

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数（想定）			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備（抜粋）	
2020年7月末	3,000～4,000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	6,000～7,000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年3月末	9,000～10,000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策
(令和2年度に実施)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

QRコード付き交付申請書の再送付
(令和2年12月～)

マイナンバーカードの健康保険証利用
(令和3年3月から開始)

市区町村における交付円滑化計画の策定

マイナンバーカードの普及に向けた広報

1.6 マイナンバーカード未取得者へのQRコード付き申請書の送付について

1. 趣旨

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始（令和3年3月）などの機会に合わせて、カード未取得者に対してオンライン申請に利用可能な交付申請書を改めて送付し、効果的に取得を促す。

2. 送付対象

- カード未取得者のうち、
 - ①75歳以上の者や②乳児、③在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う者や、
 - ④DV被害者等の居所設定者等を除く者が対象。（8,000万人弱となる見込み）

- ※ ①後期高齢者医療制度の保険証更新時に郵送用申請書を送付予定。
 ②個人番号通知書等と共に申請書を送付。
 ③在留期間更新時に地方出入国管理局で申請勧奨。
 ④ DV被害者等やむを得ない理由により居所情報を登録している者の保護等。

3. 送付方法

- 市区町村の委任を受けて、J-LISが直接対象者に送付を行う。
送付を簡便に行うため個人単位で送付することとし、パンフレット・返信用封筒も同封する。

4. スケジュール

- (1) J-LISにおいて、送付対象者の抽出、最新住所情報の確認、印刷データの作成等のためのシステムを開発済。
- (2) 市区町村において、J-LISが作成した送付対象者リストをチェック（DV被害者の除外等）
- (3) J-LISが発注した印刷事業者において印刷・発送
なお、文京区、神戸市、熊本市、宮崎市及び延岡市には11月28日から先行送付を実施

※ 令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始を見据え、それまでに送付を完了する予定。

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 花子

住所 〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女 △△市長
発行日 平成27年10月00日 A123456789

個人番号カード交付申請書
電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

氏名 花子

住所 〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分

右欄の赤字表記を削除する
※最大11文字まで(漢字1文字)

パンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

1.7 QRコード付き申請書の具体的な送付スケジュール

- 約8,000万枚を12月～2021年3月までに分割して発送。
- 実施回次1は、文京区、神戸市、熊本市、宮崎市及び延岡市に先行配布し、実施回次2から全市区町を対象に配布開始（実施回次10は予備）。

スケジュール	実施回次1 (先行配付)	実施回次2	実施回次3	実施回次4	実施回次5
申請書発送日（予定）	2020/11/28	2020/12/30 ～2021/1/16	2021/1/16 ～2021/1/26	2021/1/26 ～2021/2/6	2021/2/6 ～2021/2/16
発送枚数	13,002枚	約1,000万枚	約1,000万枚	約1,000万枚	約1,000万枚

スケジュール	実施回次6	実施回次7	実施回次8	実施回次9	実施回次10
申請書発送日（予定）	2021/2/16 ～2021/2/26	2021/2/26 ～2021/3/6	2021/3/6 ～2021/3/16	2021/3/12 ～2021/3/17	予備
発送枚数	約1,000万枚	約1,000万枚	約1,000万枚	約1,000万枚	

現行事業の概要

- マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えする（「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定））
 ⇒ マイナンバーカードによる本人確認をした上で選択したキャッシュレス決済サービスで使えるポイントを上限5,000円分付与
 ※105のキャッシュレス決済サービスが登録
 ※民間事業者11社（郵便局、コンビニ等約9万拠点）、1,718市区町村において予約・申込の支援を実施

<マイナポイントの仕組み>



<申請状況>

(参考) マイナポイント事業開始以前の平均申請受付数：約45万件（2,529万件÷57ヶ月（H27.10～R2.6））

		～6月末	7月	8月	9月	10月	11月	累計
マイナンバーカード	有効申請受付数	2,529万件	157万件	162万件	174万件	130万件	116万件	3,268万件
	交付実施済数	2,221万件	103万件	140万件	140万件	172万件	153万件	2,928万件
マイナポイント	予約件数	108万件	176万件	200万件	249万件	172万件	151万件	1,056万件
	申込件数	—	185万件	209万件	267万件	175万件	155万件	990万件

拡充内容

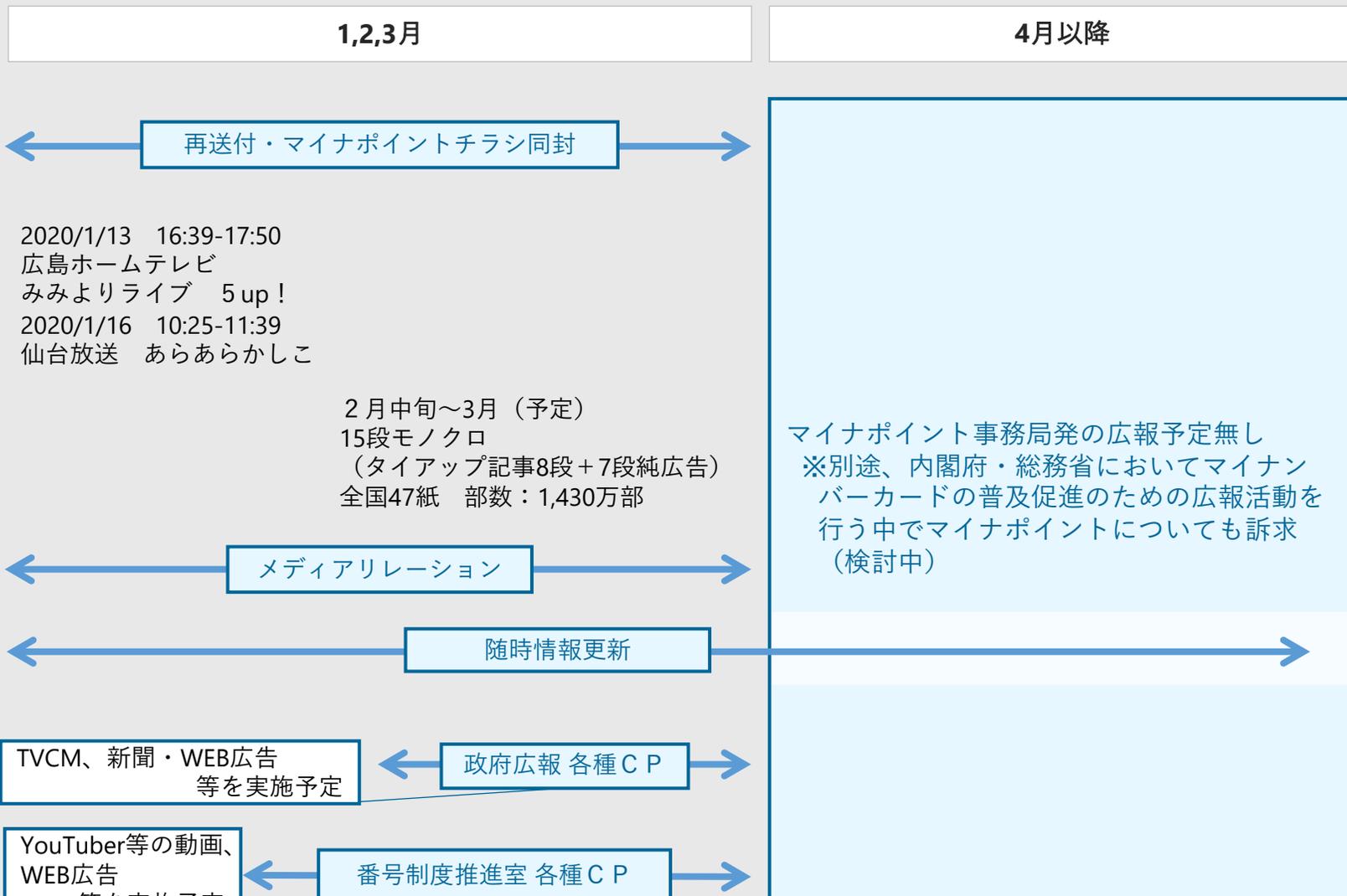
手順
手順の期限
対象者数
ポイント上限
お買い物・チャージの期限

現行
マイナポイント予約・申込
令和3年3月末
4,000万人
5,000円分
令和3年3月末

拡充後
マイナポイント予約・申込
令和3年9月末 ※マイナンバーカードの申請を 令和3年3月末までに行う必要
5,000万人（※）
5,000円分
令和3年9月末

+1,000万人×5,000円分=500億円
 ※R2年度末までのカードの交付可能枚数を踏まえ、R2補正、R3当初に250億円ずつを計上。

(※) 令和2年度末にかけてのマイナンバーカード未取得者に対するQRコード付申請書（約8,000万枚）の再送付や今年度末からの健康保険証としての利用開始のPRを通じ、年度末にかけて大幅な申請件数の増加が生じたとしても十分に対応できるよう、対象者数を設定



★上記のほか、年度末にかけてのマイナンバーカードの取得促進を図るため、全国の地方公共団体における周知広報の取組の充実に向け、総務省から要請中

(参考) QRコード付交付申請書に同封するマイナポイント事業の周知チラシ
 <表面> <裏面>

まだ間に合う!

あなたに届け!

マイナポイント

2021年3月までに

マイナンバーカードを申請するとマイナポイントがもらえる!

対象期間が変わりました!

付与率 25%

5,000円相当

まずはマイナンバーカードの申請をしましょう

- 1 同封の交付申請書に記載のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録
- 2 登録したメールアドレス宛に届く申請者専用WEBサイトにアクセスし、顔写真を登録
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し送信

申請が完了した旨のメールが届いたら**手続完了**です!

マイナンバーカードの申請をしたら裏面に

申請後

- 1 市区町村から「交付通知書」が届きます。(申請から約1か月後)
- 2 交付通知書に記載の必要書類を持参して、市区町村の交付窓口でマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!

マイナンバーカード受取の際に設定する「数字4桁のパスワード」は、マイナポイント予約・申込で必要です。

マイナンバーカードを受け取ったら、**マイナポイント**を申し込みましょう

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして、付与されます。マイナポイント申込みの際に決済サービスを1つ選択しましょう。

対象となる決済サービス検索はこちらから

3つの方法・場所で申込みできます!

準備するもの

- ご自身で設定した数字4桁のパスワード
- マイナンバーカード
- 決済サービスの情報

- 1 **マイナポイント手続スポット**
お近くの手続スポットを探しましょう!
お住まいの市区町村窓口や、お近くの郵便局、コンビニ、スーパー、携帯ショップ、量販店、銀行等で手続を行うことができます。
※一部、対応していない市区町村や店舗もあります。
- 2 **スマートフォン** 24時間手続可能
マイナポイントアプリをダウンロード
マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は右のQRコードからご確認ください。
- 3 **パソコン** 24時間手続可能
マイナポイント予約・申込サイトを検索
●「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。
●マイナンバーカードに対応したカードリーダーが必要です。

いつまでにマイナンバーカードを申請すれば、マイナポイントがもらえるの?

2021年3月までにマイナンバーカードを申請した方はマイナポイントをもらうことができます。カード受取後、マイナポイントの申込みを行い、2021年9月までのチャージまたはお買い物が対象です。
※予算等の状況によって変更となる場合があります。
最新の情報はマイナポイント事業ホームページで確認ください。

総務省 お問い合わせ 0120-95-0178

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

【音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。】
平日:9時30分～20時00分 土日祝:9時30分～17時30分

(参考) 事務局からデータを提供する広報媒体 (例)

マイナポイントロゴ



統一支給要素

マイナンバーカードでマイナポイント

付与率 **25%**

上限 **5,000** 円※
相当のポイントを付与

スマホでカンタン申請!
マイナンバーカードの申請はお早めに!

マイナポイントの付与・使用は
2020年9月1日から

お問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。
平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

※マイナポイントを予約・申込の上、キャッシュレス決済サービスで
2万円分のチャージやお買い物をする必要があります。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

ツール一式
のぼり

マイナンバーカードでマイナポイント

マイナポイント
予約・申込
できます!

詳しくはマイナポイント

総務省 内閣府

窓用ステッカー

マイナンバーカードでマイナポイント

マイナポイントの
予約・申込
できます!

予約・申込には
マイナンバーカードが必要です。

申込の際は、あらかじめ、マイナポイント事務局の
キャッシュレス決済サービスについてご確認ください。お早めにお申し込みください。

総務省 内閣府

B3ポスター

マイナンバーカードでマイナポイント

お好きなキャッシュレス決済で
使えるポイントが
上限 **5,000** 円分
もらえちゃう!

付与率 **25%**

2021年3月までに

1 取得
マイナンバーカードを
取得

2 予約
マイナポイントを
予約

3 申請
マイナポイントを利用
できるキャッシュレス決済
サービスを利用

マイナポイントの利便性
安心・安全です!

総務省 内閣府

チラシ

まだ間に合う!

マイナポイント

マイナンバーカードを
申請すると
マイナポイントがもらえる!

まずはマイナンバーカードの申請をしましょう

1 マイナンバーカードの申請
2 マイナポイントの予約
3 マイナポイントを利用できるキャッシュレス決済サービスを利用

申請が完了したらお早めにご来店ください!

マイナポイント事務局
0120-95-0178

リーフレット

マイナンバーカードを
まだ、もっていない方
マイナンバーカードを申請しましょう

4つの方法で申請できます

1 窓口
2 スマホ
3 PC
4 スマートフォン/タブレットでの申請方法

総務省 内閣府

2021年3月(予定)から
マイナンバーカードが
健康保険証に!

マイナンバーカード

あきらめずこの1枚で
暮らしをペリリに
行旅をスマートに。

総務省 内閣府

マイナンバーカードでマイナポイント

はじまっています!
お好きなキャッシュレス決済で
使えるポイントが
上限 **5,000** 円分
もらえちゃう!

付与率 **25%**

マイナポイントの利便性
安心・安全です!

総務省 内閣府

※現在、期間延長に伴い修正中のため、改訂し次第順次提供予定

1

【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要

2

決済事業者登録について

3

事務経費補助（広報費補助）について

4

マイナポイント付与補助について

5

その他、事業全体で必要な手続き

6

イレギュラー対応について

7

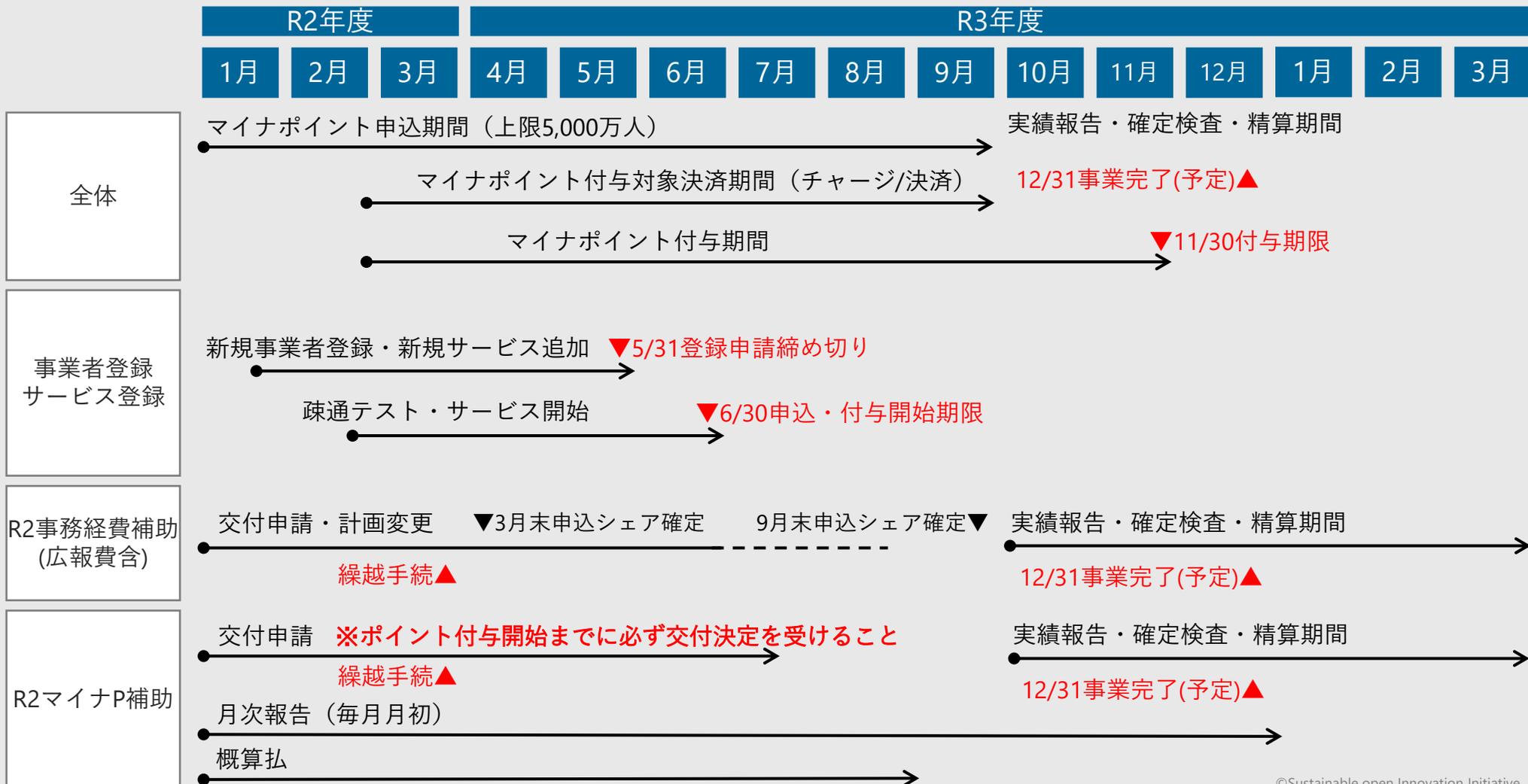
事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問

8

【説明会当日】 質疑応答

2.1 今後の全体スケジュール

- 疎通テスト完了・マイナポイント付与補助交付申請承認完了後にポイント付与開始
- 申込受付・ポイント付与開始は6月末までに行うこと
- 当月分のマイナポイント付与数の月次報告は、翌月10日までに実施する



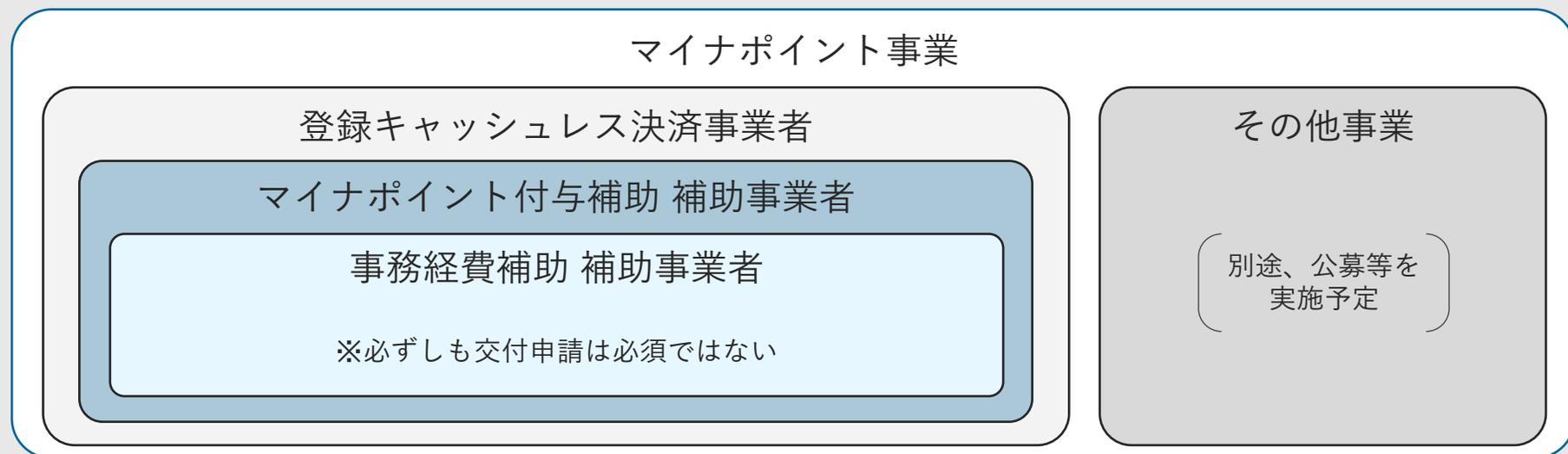
マイナポイントの付与にあたり以下の補助金事業を公募予定。

なお、いずれも交付申請には**予めキャッシュレス決済事業者の登録が必要**。

	マイナポイント付与補助事業（令和2、3年度）	事務経費補助事業（令和2、3年度）
予 算	2,458億円（令和2年度当初・補正予算）と250億円（令和3年度当初予算）の内数	
補助対象事業者	登録キャッシュレス決済サービス事業者	登録キャッシュレス決済サービス事業者
補助対象経費	付与したマイナポイント	マイナポイント事業実施に要する 人件費、事業経費、システム開発/運用費
補助率	10/10以内 (ポイントの失効率を考慮して事業者毎に決定)	10/10以内 (マイナポイントの申込シェアに応じて決定)
補助上限	—	2億円 (地方公共団体と協定等の場合、最大1,000万円を上乗せ)
補助事業の開始	交付決定日以降	交付決定日以降
補助事業の終了	2021年12月31日	2021年12月31日
概算払の有無	1カ月単位で実施 (ポイントの失効率が決定後)	なし

- 本事業に参加するためには、予めキャッシュレス決済事業者として登録が必要。
- キャッシュレス決済事業者に登録された事業者が、
「マイナポイント付与補助」「事務経費補助」の交付申請が可能。
- 「マイナポイント付与補助」に参加しない決済事業者は、
「事務経費補助」の補助金の交付を受けることはできない。

関連イメージ

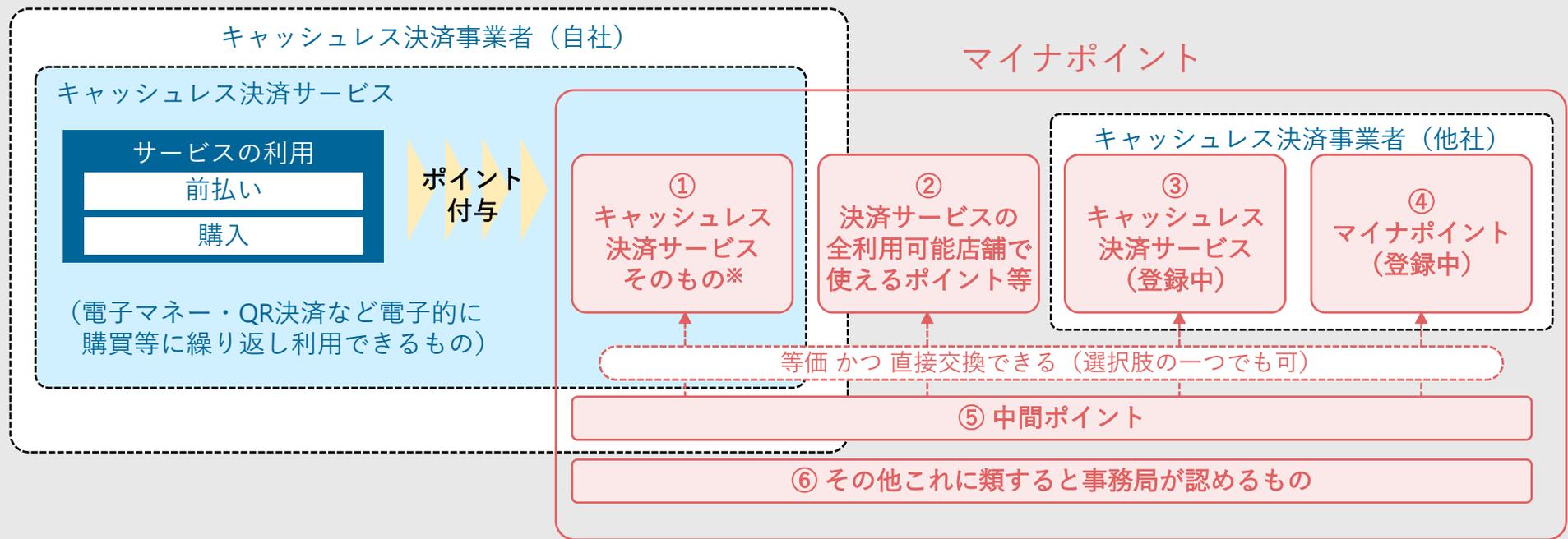


決済サービス

自社のキャッシュレス決済サービスを提供できること
他社の前払式支払手段を購入する等により提供する、または主に通信販売で利用できるサービスは不可

付与ポイント

決済サービスの利用に対し、
以下①～⑥のいずれかをマイナポイントとして付与できること
1種類の決済サービスが付与できるポイントは1種類。他社ポイントを購入して付与も可。



【4.3.①】

具体的には、以下のいずれかに該当する事業者を対象にしている。

- (ア) 前払式支払手段・自家型発行者で内閣総理大臣に届出書を提出している事業者
- 前払式支払手段・第三者型発行者で内閣総理大臣の登録を受けている事業者
- 資金移動業者で内閣総理大臣の登録を受けている事業者
- (イ) 銀行等（銀行、信用金庫、労働金庫 等）
- (ウ) クレジットカード会社等
- (エ) 例えば、
 - (ア) ~ (ウ) の法律の対象にならない新技術を活用した決済サービスを提供する事業者
 - 前払式支払手段・自家型発行者であって、内閣総理大臣に届出書を出していない事業者 等

【4.3.③】

具体的には、【4.3.① (エ)】に該当する事業者は、以下 (ア) (イ) のいずれかに該当する事業者を対象にしている。

- (ア) 日本円により前払または入金できる決済サービスを提供する事業者
- (イ) 日本にある金融機関の口座から引き落とし、決済できる決済サービスを提供する事業者

※ 【4.3.① (ア) ~ (ウ)】に該当する事業者は、必然的に4.3③ (ウ) に該当するため

【4.3.④】

具体的には下表の「不要」に該当しない事業者は、補助金事務局が定める「マイナポイント事業にかかるセキュリティ報告書」に回答し「マイナポイント事業にかかるセキュリティ報告書に関する宣誓事項同意書」に押印のうえ提出する。

セキュリティに関する報告書	第三者認証状況		
	4.3④（ア）		4.3④（イ）
	JISQ15001	ISO/IEC27001	PCI DSS
不要	○	○	○
	○	×	○
	×	○	○
必要	上記以外		

※ 「マイナポイント事業にかかるセキュリティ報告書」において、必須項目に『不適合』がある場合、期限を設けて改善を行わなければならない。
 なお、期限はシステム連携テストを開始するまでとし、改善が確認されない場合、決済事業者の登録を取り消すことがある。

【4.3.⑫】 具体的には、マイナポイント付与事業の交付申請時、
以下2種類の同意書を提出する必要がある。

（ア）キャッシュレス決済事業者に係る宣誓事項同意書

- ・本事業の中身をよく理解し、事務局が定める要領やマニュアル類を遵守すること
- ・指定された方法でシステム連携を行うこと
- ・失効率に関わらず、付与したポイントの失効に相当する補助金の返還を求められることがあること
- ・事務局が指定する方法で消費者等からの問い合わせに対応すること

他

（イ）不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項

- ・対象者の利用傾向分析など、不当な取引を検知するのに必要な措置を講じること
- ・不正を検知した場合、当該対象者の利用実態や問い合わせ履歴を事務局に提出すること
- ・不正な取引があった場合、その防止のための対応を行うこと
- ・不正を行われたポイント相当分について補助金の交付をうけられないことがあること
- ・不当な取引を行った対象者のキャッシュレス決済サービスの利用を制限すること

他

※現在、案文を作成中。提出はポイント付与事業への交付申請時を予定しています。

○ 以下のいずれかの方法で申込を受付

詳しくはシステム仕様書を参照

		申込手法A	申込手法B	申込手法C
概要		対象者がマイキープラットフォームで 直接マイナポイントの申込	対象者が決済サービスのアプリ上で マイナポイントの申込	対象者が店頭でICカード等を購入し 決済事業者がマイナポイントの申込 を補助
対象		希望する全事業者	スマートフォン用の 決済アプリを開発できる事業者	前払式のICカードを販売し、 販売網を有する事業者
申込受付		マイナポイントアプリ	決済事業者のアプリ	マイキープラットフォーム (専用インターフェイス)
申込 連携	共通 キー	決済サービスの利用者個人を一意に特定する決済サービスID、およびセキュリティ番号等 (PCI DSS準拠が必要となるクレジットカード番号等の番号体系は不可)		
	時期	最大1日後 (バッチでの連携の場合)	即時	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・申込者の個人情報は取得しない ・対象者の個人情報は連携されない ・申込されたID情報等の有無の判定が必要（API） ・申込情報の連携（APIまたはバッチ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者のスマートフォンにマイナポイントアプリのダウンロードが必要（※Android端末はJPKI利用者ソフトのダウンロードも必要） ・決済サービスアプリへの組み込みが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売時に20,000円のチャージと5,000円分のポイント付与が必須 ・繰り返し利用できないカード等は不可 ・専用のマイキープラットフォームへのインターフェイスを提供 ・200台/事業者を上限 ・販売拠点の情報が必要

※ 同一キャッシュレス決済サービスで複数の申込方法の選択可。

※ 手法Cを希望する決済事業者は、予め事務局に相談し許可を得ること。

※ 現在対応を予定しているコンビニ端末、ATMにおけるマイナポイント申込みは、手法Aのみに対応。

○ 以下のいずれかのキャッシュレス決済に付与を行う

決済	① 前払	② 物品等の購入	③ その他
概要	対象者が、マイナポイントの申込を行ったキャッシュレス決済サービスへの前払い（チャージ等）	対象者が、マイナポイントの申込を行ったキャッシュレス決済サービスを活用した物品等の購入	
対象	前払式支払手段	前払式支払手段、資金、包括信用購入	一定の経済的利益を受ける権利を付与する方法
例	ICカード、QRコード（資金を除く）等	ICカード、QRコード、クレジットカード、デビットカード 等	※①②に該当しない方法によるキャッシュレス決済がある場合、事務局に相談すること。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 払戻は原則不可（資金決済法第4条の該当するもの（乗車券や入場券等）は、抑制措置を講じること） 資金等の入金の前払に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> 決済事業者と利用者で、返品時の返金手続きを定めている場合、返金分のマイナポイントは取り消しが必要 資金等の送金は該当しない 本事業に登録された決済サービスの購入（チャージ）分へのポイント付与は除外 	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ポイントは、キャッシュレス決済サービスにつき1種類、利用額の25%、5,000円相当を上限に付与 同一対象者に対して、ポイント付与の対象とするキャッシュレス決済は上記①～③のいずれか一つ、途中変更も不可（①～③それぞれを付与するメニューを用意する場合、別サービスとして登録すること） 対象者がマイナポイントの申込を行った日（2020年9月1日以降）からのキャッシュレス決済が対象（申込日から当該申込の把握までに時差がある場合、遡ってキャッシュレス決済を対象とする必要がある。困難な場合、事務局に相談するとともに対象者に事前告知が必要） 付与の対象とする決済額の最小単位は、2万円以内で任意に設定可ただし、当該最小単位およびポイント計算時に生じる端数の処理方法に関わらず、付与期間（2020年9月1日～2021年9月30日）の決済額の合計に対して、25%を下回らないマイナポイントを付与すること 付与のタイミングは、最小単位を超える決済が行われた日から2021年11月30日までの範囲で、一定の期間を任意に設定可 		

前提

- 全国的または地域的に幅広く利用可能
- 付与から失効まで3か月以上の有効期間を有する
- 本事業の対象となるキャッシュレス決済サービスが利用可能なすべての店舗で利用できる

対象外

- ✓ カタログなどの一定の商品群と交換できる等のポイントプログラム
- ✓ 主に通信販売で利用できるポイント等のサービス
- ✓ いわゆる直接的なキャッシュバックに該当するもの
 - 現金の給付
 - 物品等の購入代金や請求代金からの値引
 - 現金のみに交換できるポイント等の付与 等

- 『キャッシュレス決済サービスが利用可能なすべての店舗で利用できる』を前提にすると、以下①②のいずれかに該当
 - ① 当該決済サービスそのもの
(≡前払)
 - ② 当該決済サービスの全加盟店で利用できるポイント
(≡ポイントプログラム)
- 一方、別に登録を受けているマイナポイント (=決済サービス) を他の事業者が付与することを妨げるものではないため、③④も対象とする
 - ③ 別に登録される決済サービス (自社による別登録のサービスを含む)
(≡前払、資金)
 - ④ 別に登録されるマイナポイント (自社による別登録のサービスを含む)
(≡前払、資金、ポイントプログラム)
- ①～④に等価で直接交換できるポイント (中間ポイント) を除外しない
 - ⑤ ①～④に等価かつ直接交換できる (選択肢を有する) ポイント等 (中間ポイント)
(≡ポイントプログラム、請求相殺)
- ①～⑤に該当しないが、これらに類するものとして事務局が認めたもの (⑥)

- 決済サービスと付与されるポイントが一对になったものが本事業のサービス単位（「登録サービス」という）
- 決済サービスとポイント（含、付与方法）の組み合わせによって、登録サービスに多数のバリエーションが生じる
- 一方で、消費者が詳細を確認せずに決済サービスの選択する可能性もあり、選択時の混乱を避けるため登録サービスのバリエーションを制限する（「付与詳細」および「付与するポイント」は決済サービスごとに択一とする）

登録サービス単位のイメージ

No	決済サービス (申込手法)	付与方法	付与詳細			×	付与する ポイント	→	判定 (○=登録サービスの単位)	
			付与頻度	最小単位	付与時期					
①	〇〇pay (手法A)	前払	決済毎	1,000円	決済と同時	×	ポイント X	→	○	—
②			一定累積 決済時	10,000円	3日後	×		→	×	付与詳細は決済サービスごとに択一
③		購入	一定累積 決済時	10,000円	3日後	×	ポイント Y	→	○	付与方法の違いは別サービスとして登録
④			一定累積 決済時	10,000円	3日後	×		→	×	付与ポイントは決済サービスごとに択一
⑤	▲▼ICカード (手法A&B)	購入	一定累積 決済時	10,000円	3日後	×	ポイント Y	→	○	異なる決済サービスに異なるポイントの付与可
⑥	■クレジット (手法A)	購入	一定累積 決済時	10,000円	決済引落時	×	引落金額 と相殺	→	○	引落金額との相殺可

2.11 ポイント付与方法の追加

- キャッシュレス決済サービスによる物品等の購入のための決済額(キャッシュレス決済サービスへの前払又は送金の金額はポイント付与の対象から除く)に応じてマイナポイントを付与する方法に、「利用金額に応じた金額を金融機関の口座から引き落とす際ポイント等を発行し、当該ポイント等相当額を引落金額と相殺する方法」を追加
- 原則、付与対象決済・チャージ分の引落時に相殺(①)だが、5,000ポイントに達した時点での引落時に、まとめて相殺する方法も認める(②)

①

6月

【付与対象】
チャージ・決済

10,000円

通常引落

100,000円

7月

【付与対象】

引落 10,000円

通常引落

100,000円

2,500ポイント付与

110,000円
-2,500ポイント
= **107,500円引落**

②

6月

【付与対象】
チャージ・決済

10,000円

通常引落

100,000円

7月

【付与対象】
チャージ・決済

10,000円

引落 10,000円

通常引落

100,000円

2,500ポイント付与

8月

【付与対象】

引落 10,000円

通常引落

100,000円

2,500ポイント付与

110,000円
-5,000ポイント
= **105,000円引落**

前提

- 本事業は国庫補助金であり、マイナポイントの原資は税金
- 有効期限や退会によるポイント等の失効による利益は一般に理解が得られないため、ポイントプログラム等には一定の失効率を考慮した額を補助する
(概算払請求を含む。よって、失効率の決定前は概算払請求に応じない)



失効率の計算

- 失効率の計算が必要な場合、第三者による公正な計算結果を根拠とする
(合意された手続き実施結果報告書 (AUP) で算出されること)
- キャッシュレス・消費者還元事業における失効率を利用可

2.13 マイナポイントの種類と失効率

種類	有効期限	実績（発行開始から）	利用者数	失効率※1・計算方法
資金	—	—	—	0%
前払式支払手段	なし	—	—	0%
	あり	不十分（6カ月未満）	—	8%
		不十分（6カ月以上）	1万人未満	8%
			1万人以上	全期間中の失効数／全期間中の発行数等※4
				1 - 利用率 (全期間中の利用者数／全期間中の発行数等※4)
十分※3	—	指定失効期間中の失効数／指定発行期間中の発行数		
ポイントプログラム (中間ポイント) (他社ポイント※2)	あり	不十分（6カ月未満）	—	8%
		不十分（6カ月以上）	1万人未満	8%
			1万人以上	全期間中の失効数／全期間中の発行数等※4
				1 - 利用率 (全期間中の利用者数／全期間中の発行数等※4)
	十分※3	—	指定失効期間中の失効数／指定発行期間中の発行数	
	なし	6カ月未満	—	8%
		6カ月以上 10年未満	1万人未満	8%
			1万人以上	1 - 利用率 (全期間中の利用者数／全期間中の発行数等※4)
				1 - 利用率 (過去5年の利用者数／10～5年前までの指定期間中の発行数)
10年以上		—		
専用ポイント等	事業期間内（～2021年12月31日）にすべて失効し報告可		0%（利用実績に基づく）	

※1 本事業の失効率が、決済事業者の会計処理に用いている失効率と乖離があると事務局が判断した場合、会計処理の失効率の提出を求めることがある

※2 自社購入データ分のみ切り分けて計算。切り分け不可能な場合は失効率8%とする

※3 本事業が定める失効率の計算に必要な期間。次ページ参照

※4 計算方法について事前に事務局に相談すること

2.14 失効率計算の算出ロジック（期間）

【例】 決算日2020年3月末を起算日※

ポイント等の有効期間	指定・失効期間	/	指定・発行期間
1年間	直近2期 (2018年4月1日～2020年3月31日)	/	3期前と2期前（2年間） (2017年4月1日～2019年3月31日)
2年間		/	4期前と3期前（2年間） (2016年4月1日～2018年3月31日)
3年間	直近3期 (2017年4月1日～2020年3月31日)	/	6期前と5期前と4期前（3年間） (2013年4月1日～2016年3月31日)
4年間		/	7期前と6期前と5期前（3年間） (2012年4月1日～2015年3月31日)
5年間		/	8期前と7期前と6期前（3年間） (2011年4月1日～2014年3月31日)
n年間 (n > 5)		/	n+3期前とn+2期前とn+1期前（3年間）

※直近の決算日または2020年3月31日のいずれか

I マイナポイントの付与

- マイキープラットフォームとの連携（脆弱性の診断を含む）
- 2021年6月30日までの開始
- 不正利用の監視・報告

II 対象者、消費者への情報公開・対応

- 自社の決済サービスに係る詳細な情報（付与タイミング、利用範囲、利用制限、問い合わせ方法など）
- マイナポイントの付与情報

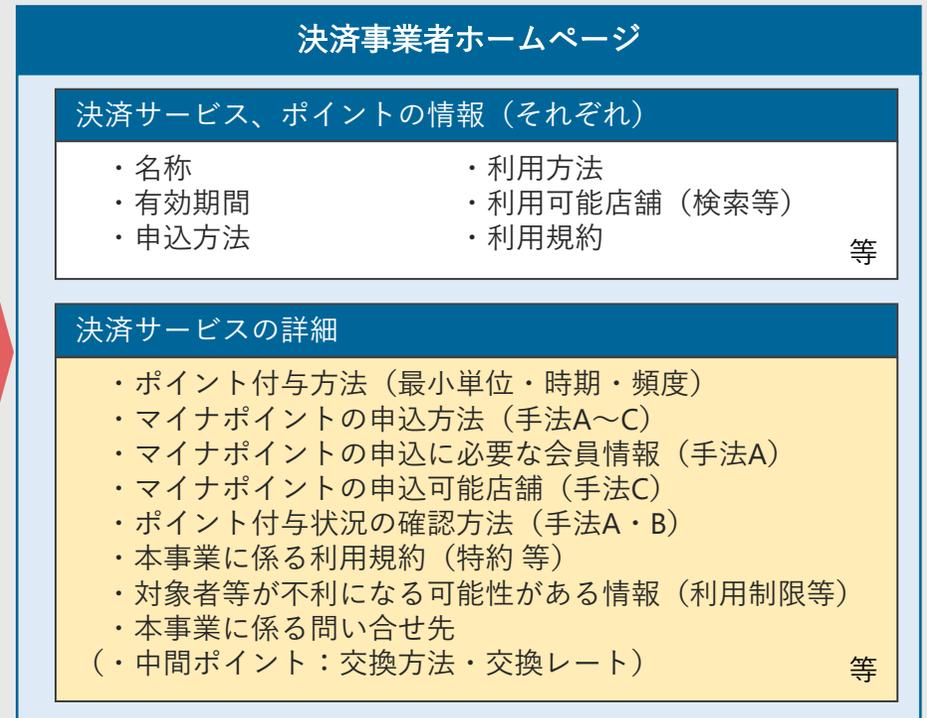
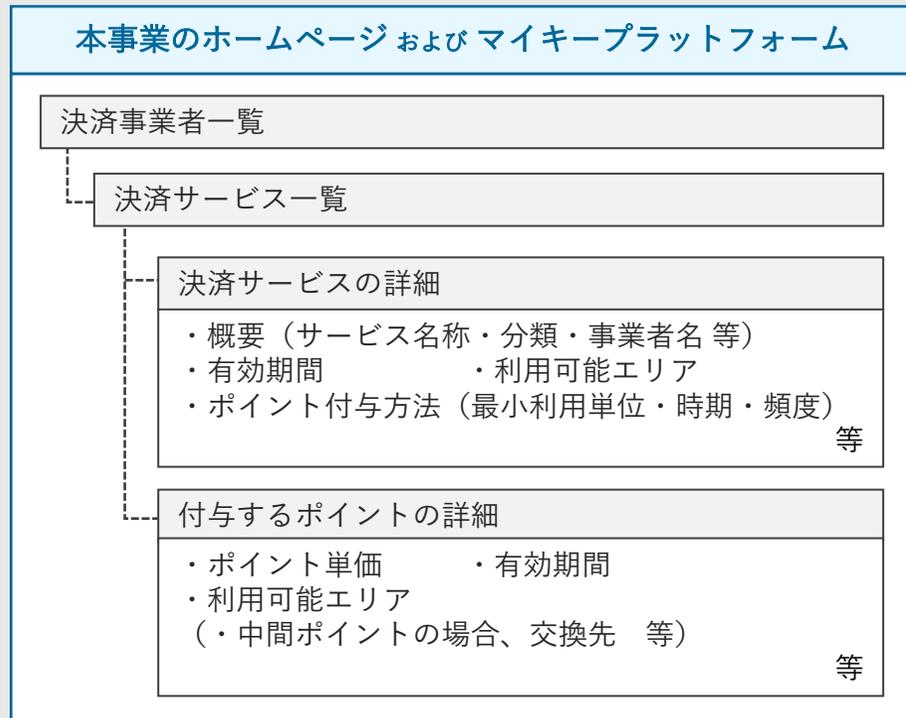
III 事務局への協力・同意

- マイナポイントについての情報公開・周知
- 提供した決済サービスやポイントの情報について事務局HPにおいて公表
- 事務局が行う調査等への協力
- マイナポイントの付与等のデータについて5年間の保管

※業務の詳細は交付決定を受けた決済事業者に配布する事務取扱説明書等で説明を行う

- マイナポイントは、決済サービスと付与されるポイントが一体となったサービスであることから、本事業の特設ページの設置が原則。
- 消費者からの一般的な問い合わせに対応できる体制を整備すること。
インターネットを利用できない対象者等もいることから、電話を含めた対応窓口を整備することが原則。

掲載情報のイメージ



※上記対応を行わない事業者は、具体的な消費者への情報公開および問い合わせ対応について、事務局に報告すること

- その他の問い合わせについても、対応できる体制を整備すること。
- 以下一つ以上の方法で、マイナポイントの付与状況について情報提供が必須。

- ・ 利用状況等の通知
- ・ マイページ等、利用履歴の閲覧ができる環境の提供
- ・ 電話やメール等、消費者からの問い合わせに回答できる窓口の設置

マイナポイントの付与状況についての情報提供例

■ 利用日ごとに表示する場合

○○ICカード・マイページ

山田 太郎 様
期間：2020.09.01～2021.03.31

▼利用履歴

日付	利用金額 (うち、ポイント利用)	○○ポイント (うち、マイナポイント)
9月30日	チャージ 5,000円	1,250ポイント (1,250pt)
1月10日	チャージ 15,000円	3,750ポイント (3,750pt)
1月15日	購入 15,000円 (5,000pt)	100ポイント (0pt)
3月31日現在 残高	残高 5,000円	100ポイント (0pt)

■ まとめて表示する場合

××カード・利用明細

山田 太郎 様
期間：2020.09.01～2021.03.31

▼利用明細

日付	ご利用店舗	ご利用金額
12月1日	コンビニエンスストア	5,000円
12月15日	レストラン	5,000円
12月分ご請求額		10,000円

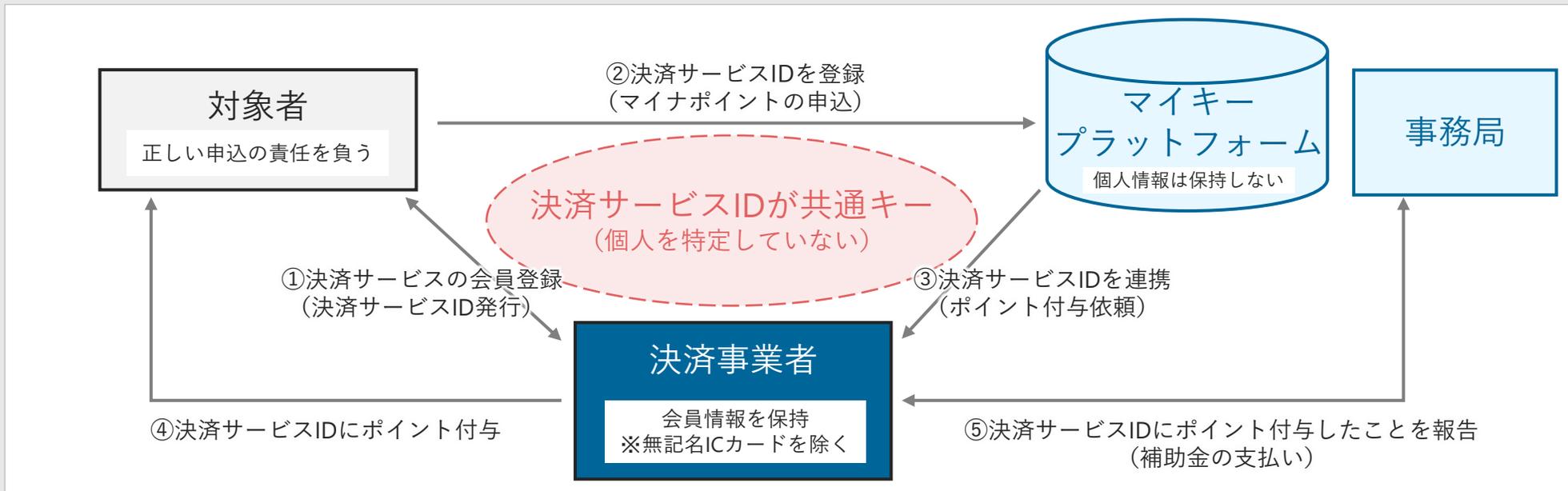
マイナポイントの情報

申込日	2020.10.01
12月分	2,000pt
累計	5,000pt

※自社のキャンペーンポイント等を並行して付与する場合は、分けて表示するなどして対象者に誤解を与えないよう工夫すること

2.18 決済事業者の業務における前提事項 (個人情報・決済サービスIDの扱い)

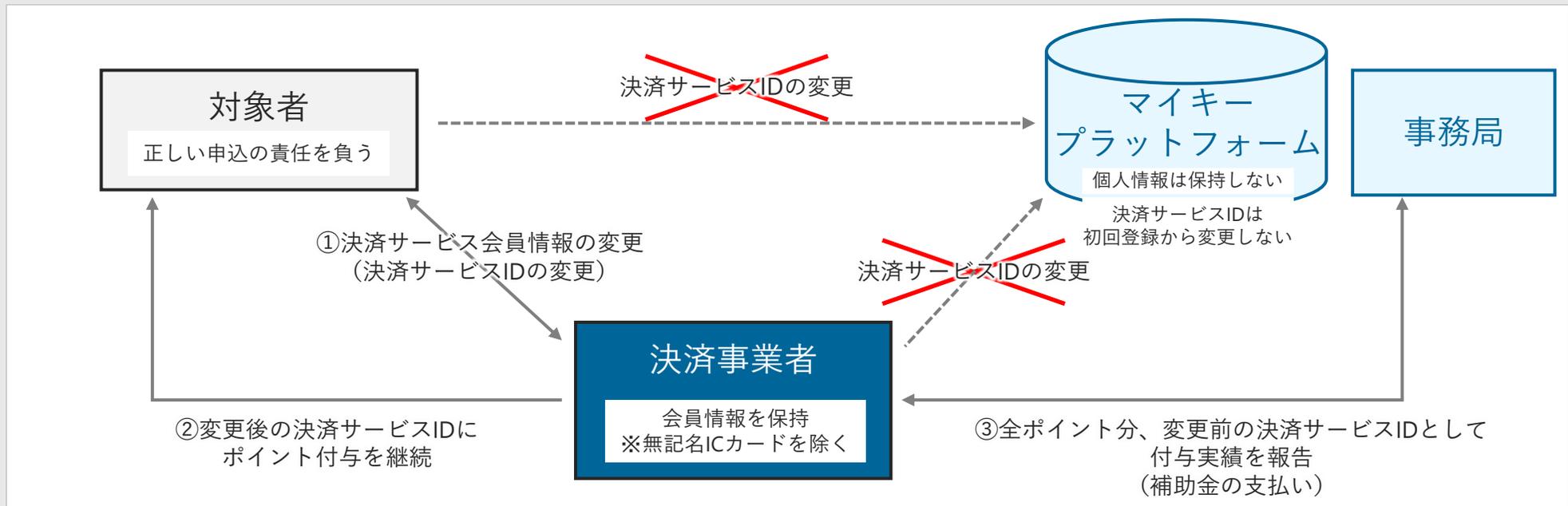
- マイナポイントの申込においては、対象者の個人情報をマイキープラットフォーム上に保持しない。
- 対象者が認識し、登録する決済サービスIDが唯一の共通キーのため、仮に対象者が誤って他人の決済サービスIDを登録しても、当該登録を正として扱う。
- 対象者に関する問い合わせに対して、原則、事務局は個人を特定できない。



※ マイナポイントの申込には、マイナンバーカードをかざし、自身が登録した暗証番号（4ケタ）の入力が必要であり、他人によるなりすましの可能性は極めて低い。

2.19 決済事業者の業務における前提事項 (決済サービスID変更、ポイント付与継続／報告)

- マイナポイントの申込後に決済サービスIDの変更が発生したとしても、マイキープラットフォーム上では、登録済み決済サービスID情報を変更しない。
- 決済事業者側で対象者の決済サービスIDを変更した場合、決済事業者の責任において、当該対象者にポイントの付与を継続する。
- マイナポイントの申込後に決済サービスIDの変更が発生したとしても、すべて変更前の決済サービスIDに付与したものととして報告する。



	対象者	決済事業者
事務局 (マイキープラットフォーム)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マイナンバーカードは適正に管理しなければならない ✓ 申込時、対象者本人の決済サービスIDを指定しなければならない ✓ 申込を行われたマイナポイントの変更、取り消しには応じない <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申込まれた決済サービスIDにポイントを付与しなければならない ✓ 申込後、決済サービスの付与方法を変更してはいけない ✓ 対象者と事務局が提示するひな形を基に本制度に必要な合意形成をしなければいけない <p style="text-align: right;">等</p>
決済事業者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 返金や返品があった場合、付与済みのポイントを取り消す <p style="text-align: right;">等</p>	

- 1 【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要
- 2 決済事業者登録について
- 3 事務経費補助（広報費補助）について
- 4 マイナポイント付与補助について
- 5 その他、事業全体で必要な手続き
- 6 イレギュラー対応について
- 7 事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問
- 8 【説明会当日】 質疑応答

- 本事業実施にかかる事務的な経費を補助する。
- R2事務経費補助は広報費と広報費以外で分かれており、それぞれで交付決定が必要である点に留意すること。
(R1事務経費補助については、追加公募参加事業者は申請不可)
- 交付決定前に発注した場合、事務経費補助の対象とならなくなるため、対象の契約は交付決定後に行うこと。
- 補助金上限は、2021年9月末申込シェアを基に、以下の式にて算定を行う。

$$\frac{\text{当該キャッシュレスサービスを選択してマイナポイントの申込を行った対象者の数 (サービス開始以降)}}{\text{マイナポイント事業全体でマイナポイントの申込を行った対象者の数 (対象期間：2021年4～9月)}} \times 100$$

※ 補助金上限額：2.0億円（地方公共団体と協定等の場合、1,000万円を上乗せ）

※ 最低保障補助金額：交付決定された補助対象経費（広報費以外）の総額×1/2

	補助対象となる経費 (※1)	補助対象期間	実績報告提出期限	概算払
R2事務経費補助 (広報費以外)	(本事業を実施するために必要となる) 人件費・事業経費・ システム開発／運用費	交付決定日～ 2021年12月31日	2022年1月末まで	不可 (※2)
R2事務経費補助 (広報費)	(本事業の広報のためだけに必要となる) 広報費	交付決定日～ 2021年9月30日		

※1 補助対象となる経費の詳細については、必ずR2事務経費補助の公募要領を確認のうえ交付申請を行うこと。

※2 追加公募参加事業者の場合、概算払請求は不可。

3.2 事務経費補助 上限額について

- 事務経費補助上限額は公募要領に記載の算定式によって算出する
- 計算式にはマイナポイントの申込シェアを利用する
- 事務経費補助（広報費を除く）については、最低保障する金額を設定する

対象事業者	項目	R2
2021/4/1以降 事業延長する事業者	補助金上限額	最大2.1億円 (*注)
	最低保障補助金額	補助対象経費の所要額の1/2 (上限2億円)
	概算払	不可・精算払のみ

※ 上限額は地方公共団体との協定による1,000万円の加算を含む

(*注1) 具体的な計算イメージは以下の通り

予算 項目	R2事務経費 + 広報費 (R3年度分含む)	
	4-9月末	
全体申込数	1,800万	
シェア計算分母	1,800万	
当該事業者 全体申込数	48.6万	
シェア計算分子	48.6万	
上限計算用 申込シェア	2.7%	
シェア上限	2.0億円	

4-9月の申込数
だけで計算

マイナポイント申込開始
~9月の申込数で計算

補助金上限は2億(2.1億)円
(当初申請経費分の上限は維持)

(参考) 具体的補助金額計算例

- 上限に抵触する場合、R2+3事務経費と広報費のどちらを減額するかという問題が発生するが、計算上「事務経費補助」を優先して補助を行うルールとする
- 結果、広報費補助は0円確定となる場合があるが、全体の補助金額は変わらない

項目	R2 + R3事務経費	R2 + R3広報費
補助対象経費 所要額	60,000,000円	20,000,000円
最低保障額	30,000,000円	0円
上限計算用 申込シェア	9月末 0.2%	
シェア上限	16,000,000円	
自治体連携分 上乗せ額	10,000,000円	
全体上限	26,000,000円 (申込シェア16,000,000円 + 自治体連携分10,000,000円)	
補助金額	30,000,000円	0円

交付申請額ではなく
確定検査完了後の
実績報告額

R2事務経費で
上限到達のため0円

全体上限26,000,000円 < R2事務経費最低保障額30,000,000円
→30,000,000円が事務経費 + 広報費の上限

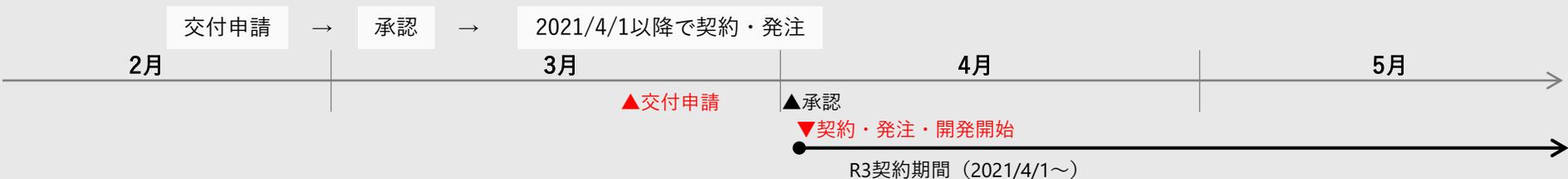
R2事務経費実績報告額60,000,000円 > 30,000,000円のため、上限抵触で30,000,000円が補助金額
→事務経費で上限到達のため、広報費は0円で確定 (全体補助金額は変わらない)

- R2事務経費補助について、以下2種類の申請手続きが必要となる
 1. 交付申請
 2. 計画変更承認申請（繰越に関わるもの）【R2.3.31までに交付決定を受けている場合に限る】
- 契約・発注時期により、処理順が異なるため、①②どちらに該当するか確認の上、申請を行う

①R2年度内（2021/3/31まで）に新規契約する場合 **【交付申請と計画変更（繰越）の双方が必要】**



②R3年度（2021/4/1以降）に新規契約する場合



○ 計画変更承認申請（繰越に係るもの）スケジュール

	申請内容	年度繰越申請の受付期間	審査期間	繰越決定予定日
1	2021/3/4（木）以前に交付決定されている申請	年度繰越申請受付開始日～2021/3/12（金）		
2	2021/3/5（金）～3/12（金）の間に交付決定されている申請	交付決定日～2021/3/12（金）	年度繰越申請受付日～2021/3/25（木）	2021/3下旬
3	2021/3/15（月）～3/24（水）の間に交付決定されている申請	交付決定日～2021/3/24（水）		

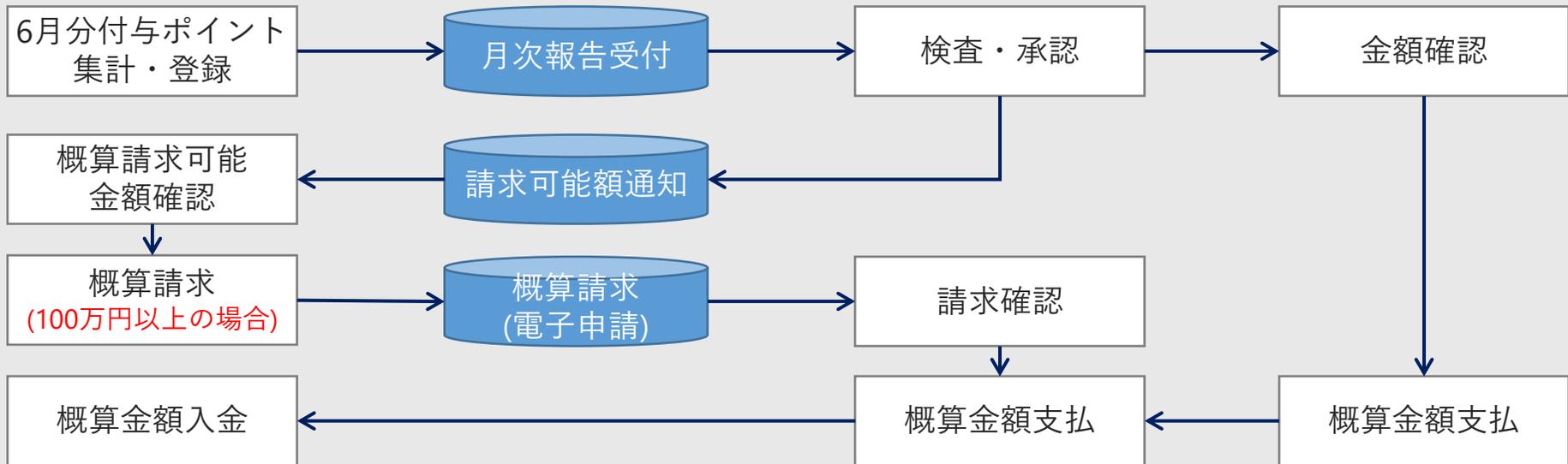
※後日公開予定の事務経費補助事務取扱説明書も参照のこと

- 1 【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要
- 2 決済事業者登録について
- 3 事務経費補助（広報費補助）について
- 4 マイナポイント付与補助について
- 5 その他、事業全体で必要な手続き
- 6 イレギュラー対応について
- 7 事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問
- 8 【説明会当日】 質疑応答

- 概算払額は、以下の計算式で算定（留保率は後述）
- ただし、当月の概算払い額が100万円を下回る場合、当月の概算払請求は行うことはできず、累計概算請求額が100万円に達するまで翌月以降に繰り越す（マイナポイント補助公募要領 3.4.1参照）

$$\text{概算払額} = \text{ポイント付与額} \times (1 - \text{失効率}) \times (1 - \text{留保率})$$

(ポイント単価 × 付与したポイント数)



- ポイントの消化時の支出（仕入）額に消費税が含まれている場合のみ（1P=1円の支出が内税の場合等）
- 当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入れ税額控除を受けることになる。
- よって、**補助金により支払った消費税について仕入れ税額控除を受けたときは**、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付規程に従いSII（国）に返還しなければならない。
- 上記の会計処理に当てはまる事業者は、概算払い時に「**留保率**」をセットすることにより、概算払金額から仕入れ税額控除適用額を概算で除外する。
- 例）全額が仕入れ税額控除対象 = 留保率0.1（10%）、50%が仕入れ税額控除対象 = 留保率0.05（5%） 等

補助金を受けていない

預かり消費税 1,000	納付消費税額 300
	支払い消費税 (仕入れ税額控除) 700

補助金を受けている

預かり消費税 1,000	納付消費税額 300
	支払い消費税 (仕入れ税額控除) 700
内、補助金分 200	

← 国庫納付対象額
「留保率」で概算除外

- マイナポイント事業の事業完了から **5年間**、補助金事務局からの求めがあった場合は、事業収支状況を報告しなければならない（交付規程第17条）
- 収支状況報告の結果、申請失効率と実失効率の大幅な乖離やポイント制度の終了・変更等によって収益が発生していると認められる場合は、当該収益分を納付しなければならない（交付規程第34条）

マイナポイント補助 交付規程 第17条

（補助事業の経理等）

第17条

補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付に関する一連の通知、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後**5年間**、善良な管理者の注意をもって保管し、事務局の求めがあったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

3 事務局から求めがあった場合、マイナポイント事業（別表に定める事業の補助対象経費のうち**マイナポイント付与原資に係るものに限る**。以下同じ。）の収支状況については、様式第15による**マイナポイント事業収支状況報告書**を提出しなければならない。

マイナポイント補助 交付規程 第34条

（収益納付）

第34条

事務局は、第17条の規定により、保存を定める会計帳簿及び証拠書類を確認した結果、マイナポイント事業（別表に定める事業の補助対象経費のうちマイナポイント付与原資に係るものに限る。以下この条において同じ。）で**収益が生じたと認めたときは**、補助事業者に対し、交付した補助金（マイナポイント事業に係る補助金に限る。）の**全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする**。

2 前項に基づく補助金の返還については、第25条第4項及び第6項までの規定を準用する。

1 【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要

2 決済事業者登録について

3 事務経費補助（広報費補助）について

4 マイナポイント付与補助について

5 その他、事業全体で必要な手続き

6 イレギュラー対応について

7 事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問

8 【説明会当日】 質疑応答

- 事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。その場合、補助事業者は、補助金事務局の指示に従い、対応しなければならない
- 補助事業の実績報告後、確定検査を行う。確定検査でも現地調査を実施する場合有。
- 事務局の検査とは別に、会計検査院による現地検査等が実施される場合有
- 特に、交付決定前発注・計画変更承認前の計画変更分発注には要注意（次頁参照）

補助金適正化法・交付規程・公募要領での禁止事項

- × 交付決定前の発注
- × 計画変更承認前の計画変更分発注
- × 発注日の偽装
- × 契約金額の上乗せ
- × 不正なバックマージン
- × 架空取引
- × その他虚偽申告、不正行為

保管が必要な書類（例）

- 見積書、契約書、注文書、納品書、検収書、請求書の原本
- 入金エビデンス
- 契約等の社内決済稟議、選定理由書
- システム仕様書、契約仕様書
- 勤務表（システム開発費人件費請求がある場合）
- 業務内容記録簿
- 消費者にポイントを還元したことが分かるもの（社内システム、レシート、消費者向けページ、請求明細 等）
- ポイント還元対象の決済・チャージレコード 等

- マイナポイント事業に参加する事業者の財務状況及び交付の執行状況を改めて確認し、事務局がマイナポイント事業の進捗状況を調査・管理するために実施。
- 詳細は別途事務局より案内予定。

提出時期

- 2021年9月末（各事業の実績報告提出時には、提出不要）

提出書類（予定）

- 決算報告書（1期分）
直近決算1期分で単独決算の貸借対照表等。ホームページ等でも可。
- 事業進捗管理表
事務経費補助事業、マイナポイント付与補助事業それぞれの執行状況（実績）及び今後の想定を記入。
提出様式及び記入方法については、別途事務局より配布、案内予定。

1 【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要

2 決済事業者登録について

3 事務経費補助（広報費補助）について

4 マイナポイント付与補助について

5 その他、事業全体で必要な手続き

6 イレギュラー対応について

7 事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問

8 【説明会当日】 質疑応答

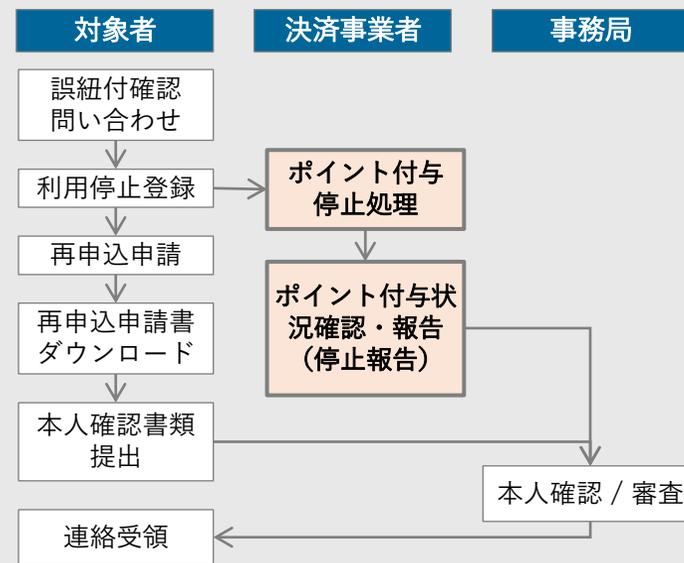
- 申込受付の制御不足により一つの決済サービスに対して複数のMKIDで同時に申込できてしまう、マイナポイントの付与条件を満たさない決済サービスへの申込が成立するなどの問題が、ポイント付与時や付与後に発覚することが多い。（表内5,6などの事例が発生しないよう、事業者側でマイナポイント申込受付時の制御に関して考慮が必要）
- 原則的には『システム仕様書』『イレギュラー対応マニュアル』に記載している事項であり、考慮漏れがないよう、熟読のうえで設計すること。

	事象	詳細	対応方針（概要）
1	第三者の決済手段へ紐づけた	対象者がマイナポイント申込時に、誤って第三者の決済手段で申込んでしまった（未成年の子以外の家族、IDの入力間違い等）	原則的には対象者から問合せをいただき、マイナポイント緊急時相談窓口にてヒアリングの上、停止・再申込を案内する
2	自分の決済サービスを第三者に紐付けられた	自らのマイナポイント申込は行っていないが、ポイントが付与された / マイナポイントに申込もうとしたところ、『入力された決済サービスIDはマイナポイント申込済です』といったエラーが表示された	決済事業者にて本人確認・管理者停止実施後、事務局にて内容確認して利用停止を行う
3	決済サービスの紛失・盗難	カードの紛失・破損・盗難・アプリ再インストール・スマートフォン機種変更など、新旧の決済サービスIDが存在する状態で、旧→新に紐づけ直しを行いたい	MKPF側では対応不可（第三者紐づけではないため再申込の対象ではない）だが、決済事業者側で救済を行う場合は精算時ユーザIDを引継ぐなどして対応することは可能(可否の条件は消費者向けQ&A等で明確にすること)
4	決済サービスの強制解約・契約者の死去	決済サービスの強制解約・契約者の死去等により、マイナポイント付与額が上限の5000Pに達していないがポイントを付与できない状態になった	原則的にはポイント付与を停止して事務局に報告する
5	決済サービスに対する二重申込	複数のMKIDが同じ事業者のサービスに申込めてしまった（例：同じサービスの前払/購入で申込める、カード更新のタイミングでカード番号が変わるなどと新旧両方のカードに申込める、決済サービスIDに0やハイフンを付けると申込める）	事務局へ報告し原因究明の上で対応方針を決定する 二重に申込みが完了した対象者の対応も個別に事務局と相談の上で決定する
6	マイナポイントが受け取れない決済サービスで申込が成立した	本来マイナポイントの対象としてはいけない（していない）はずの決済サービスで申込が完了する 例：決済サービスとして家族カードでのマイナポイント申込を許容していないが、申込が成立。停止済アカウントでも申込が成立。	『APIの改修』『利用者への周知』『申込んだ対象者へのリカバリ』を事務局に報告の上で対応方針を決定する

- 第三者への紐づけなどの際、利用停止・再申込が行われ同じ決済サービスに複数回の申込が発生することがある。このため、手法やサービスの種別によらず、全事業者が利用停止・再申込を考慮しシステム実装を行う必要がある。（※システム仕様書『6-3. 申込後のイレギュラーケース ～同一決済サービスIDへの複数回の申込み』も参照のこと）
- マイナポイントの付与残高が5,000Pの対象者が利用停止した場合は、同じ決済サービスIDに対して2回目以降の申込が発生する場合がある。
対象者の付与残高が5,000P未満の場合は、手法Aの「5,000P未満でのマイナポイント受付に対応する」と回答した事業者のみ、同じ決済サービスIDに対して2回目以降の申込が発生する場合がある。
（※詳細は決済事業者ポータルの入力マニュアルに記載）
- 利用停止は、合計で月平均1,000件程度は発生しているため、定期的なチェックなど対応方法を検討のこと。

<利用停止のフロー概略>

- 紐づけた本人が気づいて停止する「利用者停止」と、紐づけられた人から先に申告があり、決済事業者側で停止依頼を行う「管理者停止」があり、それぞれフローが異なる
- 再申込みは以下の2つが揃うことで成立する
 - ①停止した際の決済事業者から停止報告
 - ②本人確認審査が完了
 上記①②が終わった時点で再申込が許可される
 ※ポイント付与時点で残ポイントがなければ再申込はできない



【右図：利用者停止のフロー】

- 第三者に紐づけたという事由で対象者が停止・再申込を行ったとしても、決済事業者側が利用停止情報を正しく処理できないと、対応が滞留する。このため、必ずサービス開始前に対応方法を決定すること。
(※詳細は、イレギュラー対応マニュアル『4. 停止データと報告データ』を参照のこと。)

即時付与の事業者

- マイナポイントをリアルタイム付与している場合は、決済事業者が実際にポイント付与停止を行った際（通常は停止データ取得直後）に付与金額が確定できるため、その時点の決済額・ポイント付与額にて回答すること。

期間集計後付与の事業者

- 利用停止時点でポイント付与額が確定していない場合、付与予定の決済額・ポイント付与額にて報告する。付与していない、または停止報告が確認できた時点で遡及してポイント付与を止められる場合、対象月のポイントを付与しないこととして報告してもよい。
ただし、利用停止した決済サービスに実際に付与するポイント（＝月次の報告時に報告する付与ポイント）は、停止報告の額を超えてはならない。（システム仕様書『4-2. ポイント付与実績の報告』の通り）

- 1 【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要
- 2 決済事業者登録について
- 3 事務経費補助（広報費補助）について
- 4 マイナポイント付与補助について
- 5 その他、事業全体で必要な手続き
- 6 イレギュラー対応について
- 7 事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問
- 8 【説明会当日】 質疑応答

No.	質問	回答
1	マイナポイントの付与対象は、どのように変更になるのか。	2021年3月末までに、マイナンバーカードの交付申請を行った人が付与対象となります。もちろん、現時点でマイナンバーカードをお持ちの方でマイナポイントを申し込んでいない方も対象です。
2	4月以降も現在の手続き支援スポット（ATM、郵便局等）で申し込むことは可能なのか？	4月以降も現在の手続き支援スポット（ATM、郵便局等）で申し込むことは可能となる予定です。
3	既にマイナポイントを申し込んでいるも、再度マイナポイントをもたらえるのか。	既にマイナポイント申込済の場合は、再度マイナポイントは付与されません。
4	すでにマイナポイントを申し込んでいるが、3月末時点で20,000円を使い切っていない。4月以降も付与されるのか。	当該決済サービスの事業者が、4月以降も継続参加する場合は付与されます。継続参加しない場合は、残高を別の決済サービスへ引き継ぐことが可能です。
5	No.4の通り、決済サービス引継ぎの依頼を受けた場合、いつまでに対応すべき等の制約はあるか。	通常の再申込と同様の処理をお願いいたします。
6	2021/4/1以降、事業延長しない場合、利用者への案内や通知方法の制約はあるか。	特に事務局より制限することはありませんが、利用者のためにも、お早めにご案内いただけますようお願いいたします。詳細手続きは個別にご案内します。

No.	質問	回答
7	事業期間の延長以外に、ポイント付与額や付与条件等で変更はあるか。	変更はありません。
8	今後、再度事業期間の延長や対象者人数の変更等が生じる可能性はあるか。	今のところ、変更の予定はありません。
9	なぜ、2021年3月末までにマイナンバーカードを申し込んだ消費者のみが対象なのか。	マイナンバーカードの早期普及を図るためです。
10	マイナンバーカード申込数が、2021年3月末までに5,000万へ達しなかった場合はどうするのか。	今のところ、事業期間の延長等の対応を行う予定はありません。
11	マイナンバーカード申込数が、2021年3月末までに5,000万を超えた場合はどうするのか。	マイナンバーカード申請数が3月末時点で5,000万を超えた場合は、3月末までにカードを申請いただいた方を対象に、『先着順で』マイナポイント申込数で上限管理を行います。
12	マイナポイント申込数が9月までに5,000万に達しなくても、4月以降のマイナンバーカード申込者はマイナポイントに申し込むことはできないのか。	延長期間分のマイナポイント申込は3月末までにマイナンバーカードを申し込んだ方を対象とするため、9月までにマイナポイント申込数が5,000万に達しなくても、4月以降のマイナンバーカード申込者はマイナポイントに申し込むことはできません。
13	3月までの申し込み判断に「電子証明書の発行年月日を基準」とあるが、申し込みと電子証明書発行日の関係を教えてほしい。	マイナポイントの付与対象者の判定に用いる利用者用電子証明書については、利用者によるマイナンバーカードの交付申請後、一定の期間が経過した後（数日後）に発行されることとなります。

- 1 【総務省より】 マイナポイント事業 全体概要
- 2 決済事業者登録について
- 3 事務経費補助（広報費補助）について
- 4 マイナポイント付与補助について
- 5 その他、事業全体で必要な手続き
- 6 イレギュラー対応について
- 7 事業参加、事業期間延長に関するよくあるご質問
- 8 【説明会当日】 質疑応答

No.	カテゴリ	質問	回答
1	事業全般	<p>自社グループで既に参画事業者がいる。手法Aに引落金額の相殺が追加されるが、先行参加している事業者との兼ね合いで対応が難しい。相殺方式は失効率0%と思われるため、後出しで選択肢を追加するのは不公平ではないか。また、ポイント付与方式に失効率0%を適用できないのか。</p>	<p>相殺方式は消費者への利便性の観点から、今回の制度改正により追加されることとなりました。ただ、ポイント付与方式に失効率0%を適用することは決済事業者様の利益に繋がる可能性があるため、補助金事業として許容できません。利益に繋がらないことが証明できれば検討いたしますので、事務局までご相談ください。</p>
2	事業全般	<p>失効率算定にあたり、監査法人によるAUPの提出が必要の認識である。AUPの作成には高額なコストがかかり、事務経費補助対象外と認識している。このあたりも見直しいただけないか。</p>	<p>現在参画いただいている決済事業者様についてもAUP作成を事務経費補助対象外としていたため、要件の変更は考えておりません。決済事業者様側に収益が発生しない方式があれば検討いたしますので、事務局までご相談ください。</p>
3	事業全般	<p>当社は問合せ等への対応はメールで行うこととしており、電話での対応は考えていないが、その場合は事業者として申請はできないのか。</p>	<p>メールを日常的に使用していない消費者も考えられるため、原則電話対応窓口をご用意ください。（専用回線でなくても可）どうしてもご用意が難しい場合、登録申請時に事務局までご相談ください。</p>
4	事業全般	<p>利用者がすでに紐付けていた決済事業者/サービスを、4月以降、変更可能とする予定はないか。</p>	<p>誤紐付けなどの特別な理由がある場合は、現在も変更を認めております。</p>
5	システム	<p>システム仕様書はいつ最新版に更新されるか。</p>	<p>1月22日までに更新予定です。</p>

マイナポイント事業 問合せ窓口（キャッシュレス決済事業者専用）
（一般社団法人環境共創イニシアチブ内）

03-5565-8106

平日10:00～12:00、13:00～18:00（土曜、日曜、祝日を除く）
（年末年始 12月29日～1月3日を除く）
※通話料がかかります